

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

被告人Aの弁護人小泉英一の上告趣意第一点は、違憲（一一条、一二条、一三条、三一条）をいうけれども、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第二点、第三点は、事実誤認の主張であり、同第四点は、違憲（三一条）をいうけれども、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第五点は、違憲（三一条）をいうけれども、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第六点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、同第七点は、違憲（三一条）をいうけれども、実質は単なる法令違反の主張であり、同第八点は、違憲（三一条、一一条、一二条）をいうけれども、実質は単なる法令違反の主張であり、同第九点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人Aの弁護人朝倉正幸の上告趣意は、事実誤認の主張に帰するものであつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人両名の弁護人富樫久吉、同豊田梯助、同滝内禮作、同内藤功および被告人Bの弁護人河崎光成の上告趣意第一点は、違憲（三一条）をいうけれども、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、同第二点ないし第八点は、事実誤認の主張であり、同第九点、第一〇点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第一一点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

（被告人Bの弁護人霜山精一、同安平政吉の昭和四二年一〇月三一日付上告趣意補充書は、期限後提出にかかる不適法のものであるから、判断を加えない。）

また、記録を調べてみても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、

主文のとおり決定する。

昭和四三年一一月一五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太 郎